

## 「MIYAZAKI FOOD AWARD」ロゴマーク等使用規程

令和3年7月1日  
改正 令和4年3月9日  
宮崎県産業政策課

### (目的)

第1条 この規程は、「MIYAZAKI FOOD AWARD」のロゴマーク及びイベント名称（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク等に関する権限)

第2条 ロゴマークは別紙のとおりとする。

2 ロゴマーク等に関する一切の権限は、宮崎県に属する。

### (使用の基準等)

第3条 ロゴマーク等を使用する者は、本規程を遵守しなければならない。

2 ロゴマーク等は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 宮崎県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ロゴマーク等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他知事が不相当と認めた場合

### (使用上の注意事項)

第4条 ロゴマーク等を使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 別紙のロゴマークのデザインと色を変更しないこと
- (2) 「MIYAZAKI FOOD AWARD」の名称を使用する場合は、アルファベット表記を基本とするが、日本語で表記する際は「みやざきフードアワード」又は「宮崎フードアワード」とすること
- (3) 別紙のロゴマーク A はイベントを紹介する場合にのみ使用することとし、商品には使用しないこと
- (4) 商品へのロゴマークの使用は別紙のロゴマーク B、C 及び D に限ることとし、受賞又は最終選考の事実に応じたロゴマークを使用すること
- (5) ロゴマーク以外の方法で受賞又は最終選考の事実を商品・広告等に記載する際は、原則としてイベント名称に受賞等の年度と内容を併記すること

(使用の停止等)

第 5 条 宮崎県は、第 3 条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマーク等を使用している者に対して、ロゴマーク等の使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第 6 条 宮崎県は、ロゴマーク等を使用した者に対し、その使用に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 7 条 宮崎県は、ロゴマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第 8 条 この規程に関する事務は、宮崎県総合政策部産業政策課が行う。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 3 月 1 4 日から施行する。

ロゴマーク一覧



ロゴマーク A



ロゴマーク B



ロゴマーク C



ロゴマーク D

注：「X」には受賞年が入る。